

※ 1 勤務証明書（発行から3ヵ月以内有効）

原則として目黒区学童保育クラブの申請様式を使用してください。申請様式の記載内容（勤務曜日・時間・通勤時間）を満たしていれば、その他の様式（勤務先の様式、保育園申請用のコピー等）でも申請は可能です。ただし、追加の確認をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

※ 2 直近4週間の勤務実績表等について

- ・雇用主により作成されたシフト表、ローテーション表等を提出してください。
- ・雇用主がシフト表、ローテーション表等を作成していない場合は、巻末の「直近4週間の実績表」に勤務状況をご記入の上、提出してください。

※ 3 申出書

- ・保護者の状況のうち、就労以外の状況により申請する場合は、保育を必要とする状況について申出書に具体的に記入の上、提出してください。

例）「〇〇により保育ができない為、保育を必要とする」等記載。

- ・その他申し出る事項がある場合に、内容を具体的にご記入ください。
- ・申出書による提出書類の代替及び猶予はできません。

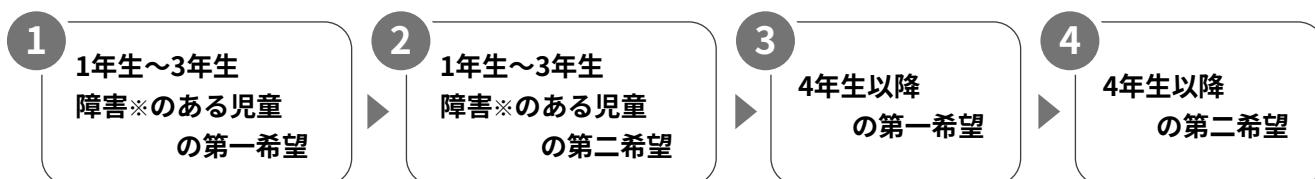
利用の審査・決定・通知（一次～三次）

申請数が学童保育クラブ受入人数を上回った場合、**利用基準指数（＝基準指数+調整指数）**を基に審査します。

★「IV.目黒区学童保育クラブ利用基準(利用基準指数)」(12～14頁)参照

審査の優先順位（一次～三次）

▶ 一次申請

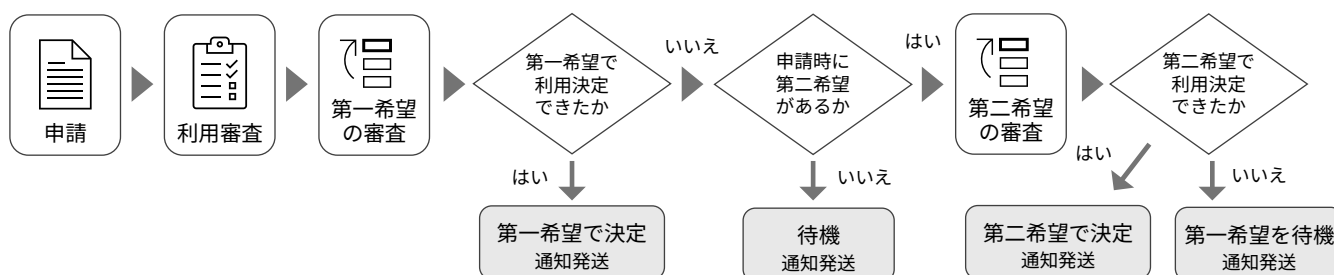


※「障害のある児童」（7頁参照）に該当する

▶ 二次申請・三次申請

空きがある学童保育クラブに対し、1年生～6年生の審査・決定を行います。

申請から各通知までの流れ



- ・第一希望の学童保育クラブに入れなかった場合は、「学童保育事業利用申請書」の【利用を希望する学童保育クラブ】欄の記載に沿って調整します。調整の結果、第二希望の学童保育クラブ利用が承認された場合は、第一希望の待機はできません。
- ・待機決定後に待機する学童保育クラブに空きが生じた場合、待機順に放課後子ども対策課児童館係から連絡します。